

平成 23 年度 守谷市の健全化判断比率・資金不足比率

●問合先 市役所財政課 内線 212、213

平成 20 年 4 月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することになっています。

市は、いずれの指標も早期健全化基準以下であり、財政状況および公営企業の経営状況は健全な状況にあるといえます。

市の健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.2%	12.0%
早期健全化基準	13.10%	18.10%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	—
指標の説明	福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を市税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。	その団体全体の資金不足の程度を把握するため、すべての会計の赤字と黒字を合算して、市税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。	借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。	地方公共団体の一般会計の借入金(市債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

※健全化判断比率における実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示

※実質収支は 10.3 億円 (8.9%) の黒字、連結実質収支は 61.8 億円 (53.4%) の黒字

※それぞれの比率は、標準財政規模（地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを示す指標）に対する割合

	水道事業	公共下水道事業	農業集落排水事業
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0%		
指標の説明	公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。		

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは？

従来の制度では、会社でいう倒産状態と同じ「財政再建団体」となる基準があるだけで、イエローカードともいえる注意喚起の段階における早期是正基準がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

市の健全化判断比率・資金不足比率についての詳細は、市ホームページで掲載していますので、ご覧ください。

HP http://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0140/23kessan/index_ratio.html